様式第２号(第７条関係)

御杖村指令第　　号

　　　　　年　　月　　日

　集落協定名

代表者　　　　　　　　　　殿

御杖村長

（公印省略）

御杖村中山間集落支援交付金　交付決定通知

年　　　月　　日付けで申請のありました、この交付金については御杖村中山間集落支援交付金交付要綱第７条の規定により、次の条件を付して下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

（交付の条件）

１．交付金の交付の対象となる農用地面積は、　　年度中山間集落支援交付金交付申請書に記載のとおりとする。

２．この交付金を受ける農業者等は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林蓄水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)、中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知)、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B 第38号農林水産事務次官依命通知)、 奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱及び御杖村中山間地域等直接支払交付金交付要綱、御杖村中山間集落支援交付金交付要綱等に従わなければならない。

３．交付金の交付額の変更を行う場合は、村長の承認を受けなければならない。

４．交付金の交付を中止し、又は廃止する場合は、村長に報告してその指示に従い、交付金の返還等を行わなければならない。

５．交付金を受けた者は、協定の実施状況、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、交付金の受領年度の翌年から起算して５年間整備保管しなければならない。

６．上記２の条件に違反した場合は、この交付金の全部又は一部の返還を命じることがある。